資料５

東浦町水防計画の修正要旨

１　東浦町水防計画の趣旨

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、町内各河川、ため池、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し、必要な事項を定め、水防活動に万全を期すことを目的としたものである。

２　主な修正事項及び修正箇所

（１）防災気象情報の運用変更に伴う変更

ア　高潮水防警報 （準備）	・従来トリガーとしていた注意報の潮位基準が廃止され、レベル４高潮危険警報の基準潮位への到達予測 18 時間前にレベル２高潮注意報が発表されるようになるため、レベル２高潮注意報発表と旧注意報基準到達予測のいずれか早い時期に発表する。
イ　　洪水予報	・情報名を変更（「氾濫警戒情報」→「レベル３氾濫警報」等） ・新たに「氾濫発生水位」を設定し、同水位に到達した場合などに「レベル５氾濫発生情報」を発表する（気象台が新たに一般向けに発表する「レベル５氾濫特別警報」と一体的に発表）。
ウ　水位情報の周知	・情報名に警戒レベルを追加。 ・気象台が新たに「レベル５高潮特別警報」を設け、リードタイムをとって予警報を発表することから、従来参考情報として通知していた「高潮警戒情報」を廃止する。

３　その他

※水防法における水防計画の位置付け

水防計画は、水防法に基づき、東浦町は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされています（水防法第33条第１項）。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ東浦町防災会議に諮るものです（法第33条第２項）。